

目次

利用規則	1
------	---

宿泊約款	5
------	---



 TOKYU HOTELS

2026 年 4 月

利用規則

当ホテルでは、お客様に安全かつ快適にお過ごしいただくために、宿泊約款第 13 条に基づき下記の通り利用規則を定めております。この利用規則をお守りいただけない場合は宿泊約款第 9 条により、宿泊またはホテル内の諸施設のご利用をお断り申し上げます。また、この利用規則をお守りいただけないことにより生じた事故については、お客様に損害のご負担をいただくことがございますので、特にご留意くださいますようお願い申し上げます。

第 1 条 安全・保安事項

1. お部屋からの「避難経路図」は各客室ドア内側に表示してありますのでご確認ください。
2. お部屋への暖房用、炊事用等の火器及びその他火災の原因となる物品の持ち込みはご遠慮ください。
3. 指定された喫煙場所以外での喫煙は固くお断りをいたします。その他火災の原因になるような行為はなさらないでください。なお、禁煙客室内で喫煙（電子タバコ等含む）、及び吸い殻等の持ち込みが確認された場合は、寝具・カーテン・壁紙等のクリーニング費用その他補修等にかかる費用を請求させていただくこともございますのでご了承ください。
4. ぬれた衣類やタオル等を乾燥させるために照明器具にのせたりランプシェードにかけたりしますと火災の原因になります。大変危険ですので絶対におやめください。
5. モバイルバッテリーの発煙・発火等の事故防止のため、充電中は常に目の届く場所でご使用いただくものとし、客室を離れる際の充電は行わないでください。また、直射日光の当たる場所やベッド・カーテン等の可燃物の上など、発煙・発火や延焼等のおそれがある場所又は態様で使用しないでください。また、破損している、膨張している、異常に発熱しやすいなど、発煙・発火等のおそれがある機器の使用はおやめください。なお、火災事故の防止および安全確保のため、当ホテル内で上記に反する行為が確認された場合、充電コードを抜く等の対応を行う場合がございます。
6. ご滞在中、お部屋から出られるときは、必ず施錠をご確認ください。
7. 特にご就寝中は内鍵、および掛け金をおかけください。ドアをロックされても不用意に開扉せずドアスコープでご確認ください。万一、不審者と思われる場合はフロントまでご連絡ください。
8. バスタブへの湯張り中、または洗面台に水を溜める際、仮眠その他の事由により開栓を放置しますと湯や水があふれ、重大な漏水事故となりますのでご注意ください。
9. 外来のお客様と客室内でのご面会をご遠慮いただいております。
10. ご宿泊登録者以外の方のご宿泊は固くお断りいたします。
11. お車ご利用のお客様は所定の駐車場に駐車をお願いいたします。
12. 当ホテル利用客が駐車場を利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、車両の管理責任は、負わないものとします。

13. 当ホテルは、安全確保のため必要と判断した場合、客室への立入り、設備の使用停止その他必要な措置を講じることができるものとします。」

第 2 条 貴重品、遺失物のお取扱いについて

1. ご滞在中の現金、貴重品は室内金庫にお預け頂きますようお願いいたします。
室内金庫のご利用にあたっては、ご自身で扉の施錠設定をお願いいたします。上記手続きをおとりにならずに、現金、貴重品の滅失、紛失、毀損、盗難等によって生じた損害については賠償いたしかねますのでご了承ください。
2. お客様のチェックアウト後、お客様の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合においては、発見した日を含め 当日はホテルにて保管し、翌日に最寄りの警察署へ届けます。但し、軽微な物（日常生活品等）等で、お客様がその所有を放棄したと認められるものについては、取得日を含め 3ヶ月間保管の後に処分させていただきます。ただし、お忘れ物が食品その他管理が困難な物品については、衛生管理上、速やかに破棄する場合があります。

第 3 条 お会計

1. 料金は通貨または当ホテルが認めた旅行小切手・宿泊券・クレジットカード等によりお支払いいただきます。また、ご宿泊者以外の両替には応じかねますのでご了承ください。
2. ご予定の宿泊日数を変更なさる場合は、予めフロント係員にご連絡ください。ご延長の場合はそれまでの費用や追加の予定明細のお支払いをお願いいたします。
3. ホテル内のレストラン、バーなどをご署名でご利用になる場合は必ず宿泊カードまたはルームキーをご提示ください。ご署名でのご利用はお断りする場合もございます。
4. 到着時にお預かり金を申し受けることがございますのでご了承ください。また、ご滞在中、フロントからお勘定書の提示がございましたら、その都度フロントでのご精算をお願い申し上げます。
5. お買い物代、切符代、タクシー代、郵便切手代、お荷物送料などのお立て替えはお断りさせていただきます。
6. 宿泊料および飲食料金には、サービス料が加算されている場合がございます。従業員への心づけはご辞退いたします。
7. お部屋からのお電話をご利用の際は、施設使用料が加算されます。

第 4 条 禁止事項

1. 以下の行為は禁止します。
(1) 次に掲げる、他のお客様の迷惑になるようなもののホテル内へのお持込。

- ア 犬・猫・小鳥等の動物・ペット類全般（ただし、法で定める補助犬は除く、また当ホテルが別に定めるペット同伴宿泊同意書に基づき可能とする）
 - イ 発火または引火しやすい火薬や揮発油類および危険性のある製品
 - ウ 悪臭および強い匂いを発する物
 - エ 許可証のない鉄砲・刀剣類
 - オ 著しく多量のお荷物および物品
 - カ その他、他のお客様のご迷惑になる物品
 - キ その他法令で所持を禁じられているもの
- (2) ホテル内での賭博や風紀・治安を乱すような行為、他のお客様に迷惑かける行為、不快感を与えるような行為。
- (3) ホテルの外観を損なうようなものをお部屋の窓にかける行為、窓側への陳列行為。
- (4) 当ホテルに許可なく、お部屋やロビーでの営業行為などのご宿泊以外のご利用。
- (5) ホテル内で許可なく広告・宣伝物の配布や物品の販売。
- (6) ホテル内で施設・備品を所定の場所や用途以外で使用すること、現状を著しく損なうようなご利用。
- (7) ホテル敷地内で撮影された写真等を許可なく営業上の目的で公になさる行為。
- (8) 廊下やロビーへの所持品の放置。
- (9) 緊急事態、あるいはやむを得ない事情以外でのホテル従業員エリア・非常階段・屋上・搭屋・機械室等への立ち入り。
- (10) ホテル外部からの飲食物の出前（但し、ホテルが提携した飲食店等は可）。
- (11) ホテル建造物・家具・備品・その他物品の損傷・汚染、または紛失行為。
- (12) ホテルの信用を傷つけ、またはホテルの不名誉となる内容の情報発信をされる行為。
情報発信において法令違反または第三者の権利侵害が認められる場合には、削除要請その他必要な措置を講じることがあります。また、第三者を誹謗中傷するような内容はしないようお願いいたします。
- (13) 喫煙場所以外での喫煙（電子タバコ等含む）。
- (14) その他法令で禁じられている行為。
- (15) 当ホテルが安全・衛生・運営上不適切と合理的に判断する行為または物品の持込み
2. 前項の禁止行為を行い、当ホテルに損害が生じた場合には、相当額を弁償していただくことがございます。「当該損害により客室の販売が出来なかった期間に相当する営業損失（逸失利益）」についてもご負担いただく場合がございます。

第 5 条 ホテル利用契約の解除

次に掲げる場合において、ご利用をご遠慮いただいております。

また、予約・契約を締結した後において、その事実が判明したときには、その時点で予約・契約を解除いたします。ただし、本項は、当ホテルが旅館業 法第 5 条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

- (1) ホテル利用者が旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等であるとき
 - (2) ホテル利用者に次の事由に該当する者がいる場合
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という)、暴力団関係企業・団体の関係者などの反社会勢力
 - ロ 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体
 - ハ 法人でその役員に暴力団等の反社会勢力に該当する者があるもの
 - (3) ホテル利用者が、宿泊に関し威圧的もしくは暴力的要求行為を行い、または合理的な範囲を超える負担を求めたとき(ただし、宿泊客が障害者差別解消法第7条第2項又は第8条2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)
 - (4) 宿泊客が、当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として、旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき
- 当ホテルは、前各号への該当性について、合理的な範囲で判断することができるものとします。

第6条 エコロジー活動

- 1. 資源を大切に使うため、節電・節水にご協力をお願いいたします。

第7条 個人情報

- 1. 当ホテルでは、お客様から提供される個人情報について、当ホテルのプライバシーポリシーに則り、適切にお取扱いいたします。

第8条 利用規則の変更

- 1. 本利用規則は、民法に定める定型約款に該当し、宿泊客の一般の利益に適合する場合、または、変更の必要性及び相当性があると認めた場合には、民法の規定に基づいて、本利用規則の各条項を変更いたします。
- 2. 本利用規則が変更した場合には、変更後の規定の内容をウェブサイトに掲載し、掲載の際定める効力発生日から変更後の内容が適用されます。なお、本利用規則を変更する場合には、変更内容等を適切な方法にて周知いたします。

宿泊約款

適用範囲

- 第1条 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令等（法令又は法令に基づくものをいう。以下同じ）又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

宿泊契約の申込み

- 第2条 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする方は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
- (1) 宿泊者名及び宿泊人数
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料金による。）
 - (4) a. 申込者名及びその連絡先
b. 宿泊料金の支払者及びその連絡先
 - (5) その他当ホテルが必要と認める事項
- 2 宿泊客が宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルはその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして取扱いいたします。

宿泊契約の成立等

- 第3条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。
- 2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超える時は3日間）の宿泊料金を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する期日までに、お支払いいただきます。
- 3 申込金は、まず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第8条又は第21条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第15条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払い期日を指定するにあたり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

施設における感染防止対策への協力の求め

第4条 当ホテルは、宿泊しようとする者に対し、旅館業法（昭和23年法律第138号）第4条の2第1項の規定による協力を求めることができます。

申込金の支払いを要しないこととする特約

第5条 第3条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

- 2 宿泊契約の申込みを承諾するにあたり、当ホテルが第3条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払い期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱いいたします。

宿泊契約締結の拒否

第6条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。ただし、本項は、当ホテルが旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められたとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等（以下、「特定感染症の患者等」という）であるとき。
- (5) 宿泊しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）、暴力団関係企業・団体の関係者などの反社会的勢力であるとき。
- (6) 宿泊しようとする者が暴力団、または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であるとき。
- (7) 宿泊しようとする者が法人で、その役員に暴力団等の反社会勢力に該当する者がいるとき。
- (8) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し威圧的もしくは暴力的要求行為を行い、または合理的な範囲を超える負担を求めたとき（ただし、宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）第7条第2項又は第8条2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。）

- (9) 宿泊しようとする者が、当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として、旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき
- (10) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (11) 宿泊しようとする者が泥酔など等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあるとき、及び宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき（都道府県（保健所を設置する市または特別区）にあっては、市又は特別区）の条例に基づく。

宿泊契約締結の拒否の説明

第7条 宿泊しようとする者は、当ホテルに対し、当ホテルが前条に基づいて宿泊契約の締結に応じない場合、その理由の説明を求めることができます。

宿泊客の契約解除権

第8条 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

- 2 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約を全部又は、一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であってその支払いにより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます）は、別表第2項に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第5条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるにあたって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
- 3 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（あらかじめ、到着予定時刻が明かされている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがございます。

当ホテルの契約解除権

第9条 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがございます。

ただし、本項は、当ホテルが旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊客が特定感染症の患者であるとき。
- (3) 天災、施設の故障等、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

- (4) 宿泊客が泥酔などにより他の宿泊者に影響を及ぼすおそれがあると認められるとき。
あるいは宿泊客が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (5) 当ホテルが定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
- (6) 指定された喫煙場以外で喫煙したとき。
- (7) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。
- (8) 宿泊客が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体の関係者などの、反社会的勢力と判明したとき。
- (9) 宿泊客が暴力団、または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であるとき。
- (10) 宿泊客が法人で、その役員に暴力団員に該当する者がいるとき。
- (11) 宿泊客が、宿泊に関し威圧的もしくは暴力的要求行為を行い、または合理的な範囲を超える負担を求めたとき（ただし、宿泊客が障害者差別解消法第7条第2項又は第8条2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。）
- (12) その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として、旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき
- (13) 従業員に対する著しい迷惑行為、ハラスメント行為があったとき。

2 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません

宿泊契約解除の説明

第10条 宿泊客は、当ホテルに対し、当ホテルが前条に基づいて宿泊契約を解除した場合、その理由の説明を求められます。

宿泊の登録

第11条 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、住所及び連絡先
 - (2) 日本国内に住所を持たない外国人にあっては、国籍、旅券番号、
(パスポートのコピーまたはスキャナーによる複写)
 - (3) その他当ホテルが必要と認める事項
- 2 宿泊客が第15条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを提示

していただきます。

客室の使用時間

第 12 条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、フロントにご確認ください。

- 2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次の掲げる追加料金を申し受けます。

【アーリーチェックイン（通常より早くご到着される場合）】

1 室あたりの追加料金（税別）は、ご到着時間に応じて以下の通りです。

- (1) 14:00 以降、通常のチェックイン時刻までのご到着：3,000 円
- (2) 13:00 以降、14:00 より前のご到着：6,000 円

【オーバーユース（チェックアウト時間を延長される場合）】

1 室あたりの追加料金（税別）は、チェックアウト時間に応じて以下の通りです。

- (1) 通常のチェックアウト時刻以降、12:00 までのご延長：3,000 円
- (2) 12:00 以降、13:00 までのご延長：6,000 円

【上記以外の時間外利用】

上記に定めのない時間帯のアーリーチェックイン又はオーバーユースは、基本宿泊料金の全額を申し受けます。

利用規則の遵守

第 13 条 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが別に定める利用規則に従っていただきます。

営業時間

第 14 条 当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間はウェブサイト、各所等でご案内いたします。

- (1) フロント、キャッシャー等サービス時間
 - イ) 門限……………なし
 - ロ) フロントサービス……………24 時間
- 2 飲食等（施設）サービス時間：ウェブサイト、各所でご案内いたします。
- 3 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更する事があります。その場合には、適切な方法をもってお知らせいたします。

料金の支払い

第 15 条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。

- 2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により宿泊客の到着もしくは出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
- 3 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

当ホテルの責任

第 16 条 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関する契約の履行にあたり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、15 万円を限度としてその損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

- 2 当ホテルは万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

契約した客室の提供ができないときの取扱い

第 17 条 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限りの同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものといたします。

- 2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料をもって損害賠償額とさせていただきます。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき理由がないときは、補償料を支払いません。

寄託物等の取扱い

第 18 条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は、現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き当ホテルは、その損害を賠償いたします。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは 15 万円を限度としてその損害を賠償いたします。

- 2 宿泊客が、当ホテルにお持込みになった物品又は、現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、15 万円を限度として当ホテルはその損害を賠償いたします。

宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

- 第 19 条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しいたします。
- 2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合においては、発見した日を含め当日はホテルにて保管し、翌日に最寄りの警察署へ届けます。但し、軽微な物（日常生活品等）等で、お客様がその所有を破棄したと認められるものについては、取得日を含め 3 ヶ月間保管の後に処分させていただきます。
- また、お忘れ物が食品や保管管理が困難な場合は、廃棄させていただくことがございます。
- 3 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものといたします。

駐車責任

- 第 20 条 宿泊客が当ホテルの駐車場又は、契約駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。盗難、破損、事故その他一切の損害について責任を負いません。
- ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに応じます。

宿泊客の責任

- 第 21 条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

個人情報

- 第 22 条 当ホテルでは、お客様から提供される個人情報について、当ホテルのプライバシーポリシーに則り、適切にお取り扱いいたします。

約款の変更

- 第 23 条 本約款は、民法に定める定型約款に該当し、宿泊客の一般の利益に適合する場合、または、変更の必要性及び相当性があると認めた場合には、民法の規定に基づいて、本約款の

各条項を変更いたします。

- 2 本約款が変更された場合には、変更後の規定の内容をウェブサイトに掲載し、掲載の際に定める効力発生日から変更後の内容が適用されるものとします。尚、本約款を変更する場合には、変更内容等を記載した適切な方法にて周知いたします。
- 3 本約款が変更される以前に予約し、その宿泊日が約款変更日以降である場合、宿泊日時点の約款に基づくものとします。

別表第 1 宿泊料金等の内訳（第 2 条第 1 項及び第 15 条第 1 項関係）

内訳		
宿泊者が払うべき総額	宿泊料金	1.基本宿泊料金
		2.サービス料（設定がある場合）
	追加料金	3.飲食料（サービス料を除く） 及びその他料金
		4.ルームサービス（提供がある場合）
		5.サービス料（設定がある場合）
	税 金	6.消費税等

別表第 2 違約金（第 8 条第 2 項関係）

		契約解除通知を受けた日						
予約申込人数		当日 (不泊含む)	前日	2 日前	3 日前	7 日前	14 日前	1 ヶ月前
一 般	14 名まで	100%	80%	50%		30%	0 %	0 %
団 体	15 名以上	100%		80%			50%	20%

注

1. %は、予約時の宿泊料金（サービス料、消費税等を含む）に対する違約金の比率です。
2. 宿泊パッケージ等、別途違約金を設定している場合は、その公示額を違約金として収受します。
3. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1 日分（初日）の違約金を収受いたします。
4. 団体客（15 名以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊の 10 日前（その日より後に 申し込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日）における宿泊人数の 10%

（端数が出た場合には切り上げる）にあたる人数については、違約金はいただきません。

5. 各旅行会社からのお申し込みのキャンセルにつきましては、お申し込みいただきました旅行会社の規定に準じる事といたします。

2026 年 4 月